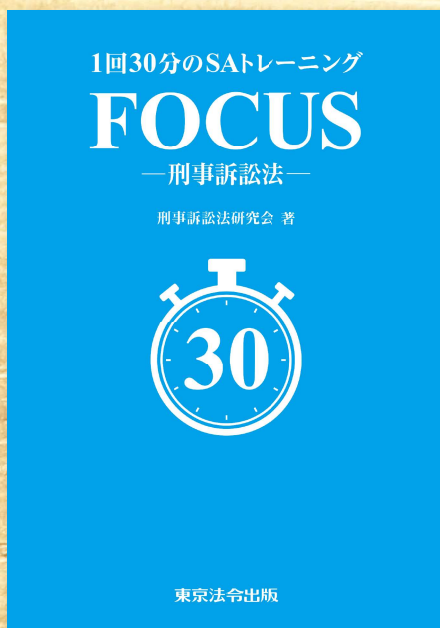
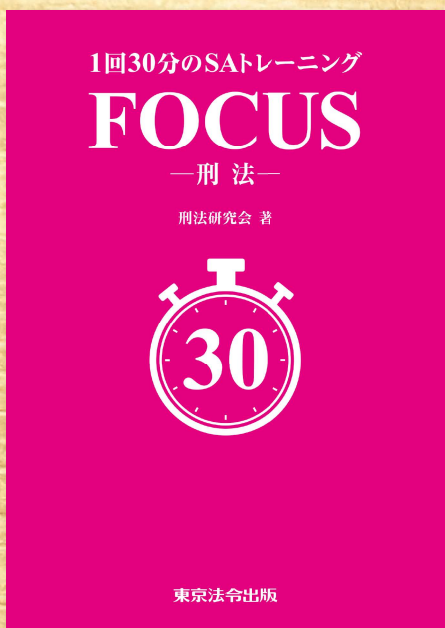


1回30分のSATレーニング

# FOCUS シリーズ



## 刑法

- A5判 ● 440頁
- 定価3,630円 (本体3,300円+税10%)

ISBN978-4-8090-1450-5 C3032 Y3300E

## 刑事訴訟法

- A5判 ● 344頁
- 定価2,970円 (本体2,700円+税10%)

ISBN978-4-8090-1449-9 C3032 Y2700E

# 「合格ラインを確実に狙う」

## 出題必至のポイントを短時間で攻略!

「昇任試験における問われ方」を徹底的に意識したアプローチ



条文・判例の趣旨をやさしく解説



# 合格!

- もやもや** : 何から勉強すればいいか分からない...
- もやもや** : 堅苦しい解説書は読んでいて疲れる...
- もやもや** : 忙しくて勉強の時間が取れない...

## 必要最小限の勉強が簡単にできる!



### この1冊でインプットもアウトプットも完了!

### 詳細はHPをご覧ください! →



東京法令出版

# 1回30分! 6つのSTEPで法学を攻略!

## 1 条文を読む

Chapter 2 傷害罪 30分

関係条文


刑法

(傷害)

第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。  
(同時傷害の特例)

第207条 二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくても、共犯の例による。

1回平均30分! 学習時期の目安に!



## 2 出題方式を知る

『FOCUS 刑法』から

こんな問題が出る!

次は、傷害罪が成立する事例を列記したものであるが、誤りはどれか。 3分

問題文中の注目すべき語句をチェック!

- (1) 被害者を欺いて毒物を服用させ、下痢を起こした。
- (2) 嫌がらせ電話を多数掛けて精神衰弱に陥れた。
- (3) 太鼓を耳元で打って、その大音量により一瞬もうろうとさせた。
- (4) 被害者を脅迫して「命が惜しければ指を自分で切れ」と命じ、畏怖した被害者にそのとおりのことをさせた。
- (5) 大量の髪の毛を毛根から抜き取った。

〔解答〕 (3)

## 3 解説を読む

STEP 1 1分

傷害罪 (204条)

健康状態を不良に変更し、その生活機能の障害を惹起する行為をしたら罰せられる (暴行を加えたことによりけり)。

問題を解く上で知っておくべき内容をざっくり理解!

STEP 2 7分

保護法益は人 (他人) の身体 (の安全) である。傷害罪の「傷害」は人の生理的機能に害する現実的危険性がある行為をいう。

※無形又は不作為、間接による傷害も、傷害行為として認められる。

## 4 ポイントチェック

ここに Focus 5分

- ① 傷害罪の「傷害」は人の生理的機能に害する行為である。【判例D】
- ② 傷害行為は、有形・無形、作為・不作為、直接・間接を問わない。【判例C】
- ③ 有形的方法の場合は暴行の認識があれば、傷害の故意は足りる。
- ④ 無形的方法による場合には傷害の故意が必要である。【判例C】
- ⑤ 有形的方法による傷害の未遂は暴行罪として処罰する。
- ⑥ 結果的加重犯 (傷害致死) において加重結果についての故意は必要ない。
- ⑦ 207条 (同時傷害の特例) は、傷害致死罪にも適用可能である。【判例F】

試験直前のチェックにも◎

## 5 判例の核心に迫る

判例 8分

Q&A付きで判例の争点が分かりやすい!

判例 A

Q 女性の毛髪を意に反して切り取る行為は傷害罪が成立するか?

A 暴行罪が成立する。

大判明45.6.20

刑法第204条の傷害罪は他人の身体に対する暴行によってその生活機能の毀損即ち健康状態の不良変更を惹起することによって成立する。したがって、根本から髪を切り取った行為には傷害罪ではなく、暴行罪が成立するにすぎない。

## 6 ○×問題で復習

解答解説

○ (1) 甲は、性病がうつるかもしれないことを認識しつつ、乙と関係を持ち、乙が性病に罹患した。この場合、甲には乙に感染した

○×問題で総復習 解答の根拠が一目で分かる!

× (2) 甲は、四畳半の室内で、乙を脅す目的で、さやから抜いた日本刀をその面前で数回振り回したところ、誤ってその日本刀の刃先が乙の腕に当たり、乙にけがを負わせた。甲には傷害罪は成立しない。この場合は、暴行の認識があれば傷害の故意は足りる

○ (3) 傷害の行為は、他人の身体を傷害することであるが、外傷の存在は必ずしも必

申込書

1回30分のSAトレーニング FOCUS 刑法 定価3,630円(本体3,300円+税10%) [コード14523]	申込	部
1回30分のSAトレーニング FOCUS 刑事訴訟法 定価2,970円(本体2,700円+税10%) [コード14524]	申込	部

(送料は実費。税込購入金額3,000円以上はサービス)

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日 (フリガナ)

お取扱者(自署) (TEL - - )

〒

お届け先

団体名 部署名  公用  私有

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役  
 ★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。  
 ★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。  
 ★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。  
 ★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。  
 ★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL:026-224-5441, privacy@tokyo-horei.co.jp)までご連絡ください。  
 ★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

東京法令出版公式Twitterアカウント

@tokyo\_horei

この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先  
東京法令出版 受注センター  
〒381-0022 長野市大豆島3111  
FAX 0120-338-923  
TEL 0120-338-272 (携帯電話からもお申込みできます。)

会社使用欄	団体コード	<input type="checkbox"/> 納品済	入力印
	得意先コード	<input type="checkbox"/> 請求済	
	在庫	<input type="checkbox"/> 領収済	チェック
	ラベル		シール